



宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課) 区
 宮城郡仙台市青葉1号
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
総合教育センター条例	(教育局教職員課)	四
産業界の振興に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	五
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施設整備を促すための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(教育局高校教育課)	八
県立学校条例の一部を改正する条例	(税務課)	九
後援料規程条例	(同)	一〇
宮城県環境条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一一
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(環境対策課)	一二
指定廃止区域等の標識の設置を定める条例	(自然保護課)	一三
社会福祉施設条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	一四
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	(社会福祉課)	一四
高齢者及び障害者の人員及び施設に関する基準を定める条例	(医療保健課)	一六
介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(長寿社会政策課)	一七
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	二一
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	二三
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	二五

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	二九
指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	四七
指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	五〇
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための地域的な支援の方法に関する基準等を定める条例	(同)	五一
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子育て支援課)	七一
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	七八
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(障害福祉課)	七九
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(同)	八四
指定障害者福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(同)	八七
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(同)	九八
障害者福祉センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	一〇一
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	一〇六
福祉ホールの設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	一〇七
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(同)	一〇八
職業訓練に関する基準等を定める条例	(産業人材対策課)	一一〇
職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(同)	一一一
職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(同)	一一二
職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(同)	一一三
要はらば提議法施行条例の一部を改正する条例	(産業振興課)	一一二
要はらば提議法施行条例の一部を改正する条例	(畜産課)	一一三
要はらば提議法施行条例の一部を改正する条例	(道路課)	一一二
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要を道路の構造に関する基準を定める条例	(同)	一一五
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要を特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	(都市計画課)	一一八

3 第二十条の規定による改正後の宮城県環境条例の規定は、同条の規定の施行の日（以下「第二十条施行日」という。）以後に事業者が行う環境改善の措置等及び第二十条施行日以後に保続地域から引き取られる資源性廃棄物に係る地方消費税について適用し、第一号施行日から第三号施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一号施行日から第二号施行日の前日までの間に保続地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十日

○宮城県条例第七十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表二の一の二の項中「川崎町」の下に「富谷町」を加え、同表三十四の二の項中「栗原市」の下に「大崎町」を加え、同表四十の項中「仙台市」の下に「多賀城市 登米市 栗原市 大崎町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二十条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの場合、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で既にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が看過し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価条例（平成二十一年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「対し、第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の下に「及びこれを更新した更新書（次項、次条及び第七条の二において「第一号事業書更新書」という。）を加え、同条第二項中「第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の下に「及び第一号事業書更新書」を加える。

第七条中「第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の日から起算して二月間経過後に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の更新書（以下「更新書」という。）を提出し、更新書が提出された日から起算して一月間、第一号事業書の利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、同条第一項に規定する地域内において、第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の記載事項を周知するための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の見解を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一号事業書更新書の提供その他の方法により、第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。
第九条中「対し」の下に、「第七条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の開催を記載した書面」を加える。

第十四条第一項中「及び第十六条」を削る。

第十五条中「第一号事業書（以下「第一号事業書」という。）の更新書（以下「更新書」という。）を提出し、更新書が提出された日から起算して一月間、第一号事業書の利用その他の方法により公表しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一号事業書の更新書（以下「更新書」という。）を提出し、更新書が提出された日から起算して一月間、第一号事業書の利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第三十八條第一項中「調査書」を「調査書等」に、「調査書」を「調査書等」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十九條の二第三項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備費等を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項第二項」において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第三十六條第三項から第五項までを削る。

第三十二條中「第一種事業準備書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供しなれば」とし、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第二十六條中「項中、対し、第二種事業準備書」の下に「及びこれを要約した書類（次項及び次条において「第二種事業準備書」という。）」を加え、同条第二項中「第二種事業準備書」の下に「及び第一種事業要約書」を加える。

第二十二條中「項中「第一種事業準備書」の下に「及び第一種事業要約書」を加える。

第二十七條中「項中「書類」の下に「次条において「第一種事業要約書」という。」を加える。

第三十二條中「書類」を「第二種事業要約書」に改める。

第三十五條中「第二種事業準備書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、第二種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供しなれば」とし、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第四十四條中「調査書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、調査書等を縦覧に供しなれば」とし、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第五十五條第一項中「（一）」の下に「第三條の七第二項」法」を加え、「第三條第一項」を第五十五條中「（一）」に改める。

第五十六條中「（一）」を「（一）及び第五項」に改める。

附則に次の二項を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の特例）

7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十二年法律第百二十二号、以下「復興特別法」という。）第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業については、この条例の規定（第五十五條第一項の規定を除く。）は、準用しない。

8 第五十五條第一項の規定は、知事が復興特別法第七十二条第六項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。

附則
（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十五條第一項の改正規定（二）という。）の下に「第三條の七第二項、法」を加える部分を除く。及び附則第二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第七條、第十五條、第二十三條、第三十五條又は第四十四條の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第六條第一項に規定する第一種事業方法書（以下「第一種事業方法書」という。）及び新条例第六條に規定する第一種事業要約書、新条例第十三條第一項に規定する第一種準備書（以下「第一種準備書」という。）及び新条例第十四條第一項に規定する第一種事業準備書（以下「第一種事業準備書」という。）の新条例第二十一條第一項に規定する第一種事業準備書及び新条例第二十二條に規定する第一種事業要約書、新条例第二十三條第一項に規定する第二種事業準備書及び新条例第二十四條に規定する第二種事業要約書又は新条例第四十四條第一項に規定する調査報告書について適用する。

3 新条例第七條の二（新条例第一六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種事業方法書又は第一種事業準備書について適用する。

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第百八十八号）第十五條第十四項ただし書（同法第二十八條第九項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四條第七項（同法第三十五條第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第百二十八号）第三十七條第二項ただし書に規定する条例

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十五條第一項の改正規定（二）という。）の下に「第三條の七第二項、法」を加える部分を除く。及び附則第二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）